

はじめに

平成 19 年度に東海市役所にひきこもり支援検討委員会が設置され審議を重ねてきた。1 年間にわたり、東海市におけるひきこもり支援の現状を明らかにし、今後のひきこもり支援の拡充へ向けた課題について具体的に整理を行ってきた。その検討・課題整理の審議過程では、神奈川県庁、NPO 法人フリースペースたまりば、NPO 法人アングージュマン・よこすか、NPO 法人リロードのご協力を得て、先進地域におけるひきこもり支援の現状と課題の把握を目的とした視察（神奈川県）を行なった。

検討・視察・課題整理の審議過程をとおして、各委員と事務局による真摯な意見交換の成果を本報告としてまとめた。本報告が今後の東海市におけるひきこもり支援の拡充に向けた基本的な視点と方向性を示したものである。本報告が多くの関係者と市民によって検討・吟味され、いっそう豊かに展開されることを願っている。

平成 20 年 3 月 東海市ひきこもり支援検討委員会
委員長 長谷川 俊雄

1. ひきこもり支援の動向と意義

(1) ひきこもりの定義

厚生労働省は、次のようにひきこもりの定義をしている。

単一の疾患や障害の概念ではないこと。ひきこもりは、さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学など自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指している（平成 15 年 7 月 厚生労働省こころの健康科学研究事業地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究）。

しかし、厚生労働省の定義は自宅以外の生活の場が長期に失われている状態に着目した定義となっているが、実際には自宅以外の生活の場へ一歩踏み出して以降の段階での支援も必要であるという現実がある。そこで、ひきこもり状態をひきこもり状態とひきこもりから一歩踏み出した段階で支援が必要な状態と広く把握することにしたい。

(2) ひきこもり支援の動向

ひきこもり支援は、不登校問題として現われる場合は児童問題や教育問題として位置づけられ、児童福祉（児童相談所）や教育（教育委員会・学校）が対応してきている。また 1990 年代後半にひきこもり問題に社会的関心が広がるなかで、国は地域精神保健福祉問題として位置づけて全国の精神保健福祉センターと保健所が対応してきている。さらに、格差社会あるいはフリーターやニートの増大に危機感を持った国は、若者の新たな就労支援を施策化してきている。

こうした動向は、ひきこもり問題を個人的問題として捉えるのではなく、社会問題として認識する過程でもある。また、病気でもなく障害でもないことに特徴づけられるひきこもり問題は、今までの行政機関や専門機関では十分に対応できない困難さを生み出している。新たな社会問題であるひきこもり問題への支援を行政と地域がどのように協働して作り上げていくのかという課題が提示されている。

(3) ひきこもり支援の意義

ひきこもり状態で生活する若者たちにアプローチすることは難しい。家庭内暴力を伴う場合もあるが、多くの場合はその家庭内に独立した「問題」として表現される。つまり、①「接近困難（アプローチ困難）」であること、②サイレントな問題（家庭内での葛藤として現われることが多く、近隣や地域で問題化することがすくない。）であること、③長期間にわたること、④どこにも所属していないために関わる機関と契機がないことなどの特徴を持つ。そうした点からは、今までの青少年問題とは大きく異なるものである。

この特徴を持つひきこもり「問題」への社会的解決の取り組みは、顕在化しやすいあるいは顕在化している多くの青少年問題への取り組みをいっそう豊かに展開できる可能性を潜在的に持っている。青少年問題を解決していく地域社会を構想するとき、ひきこもり問題への支援の豊かな展開は、多くの青少年問題の解決の糸口や礎になる可能性を大きく持っている。

2. ひきこもり支援の現状

東海市におけるひきこもり支援の現状について、①相談支援（本人支援・家族支援）、②居場所、③進路・就労支援、④啓発、⑤連携・協働、⑥その他の6項目を中心にして、本委員会委員が所属する機関・施設別に概観する。なお、ゴシックの表記は各機関・施設の現状を特徴づけられる内容をキーワード（キーフレーズ）として示したものである。

(1) 保健所（愛知県知多保健所）

保健所は地域精神保健福祉行政の中核的な専門行政機関である。厚生労働省がひきこもり問題は地域精神保健福祉活動の対象として位置づけていることから、ひきこもり問題に対応可能な専門機関であると言える。

平成18年4月に名古屋市北区の民間宿泊施設であるアイメンタルスクールで利用者のひきこもり青年がスタッフにより殺害されるという痛ましい事件が起き、世間の耳目を集めひきこもり問題への関心が急激に高まった。またひきこもり問題に対する支援機能や社会資源の不足や未整備状況が問題視されることになった。愛知県はこの事件を契機に新たなひきこもり支援を構築することになった。

そうした整備の一環として、相談支援は、平成18年7月1日より精神保健福祉相談に

ひきこもり相談が位置づけられる。平成 19 年 4 月 1 日からは、メンタルヘルス相談として、うつ・自殺と並びひきこもり相談が位置づけられた。相談の多くの場合は、親（家族）の相談が中心であり実件数として 10 件程度になっている。なお、必要な場合は訪問支援もしている。

居場所については、ひきこもり独自の居場所はなく、障害者支援として月に 1 回の社会復帰教室を開催している。しかし、主な利用者は統合失調症の当事者となっている。

進路・就労支援は、国の通院患者リハビリテーション事業を愛知県はひきこもり本人が利用できるような弾力的運用が可能ないように県単独事業としている。しかし利用者が少ないのが現状である。

啓発は、保健所管内（4 市）の広域を対象とした研修会を年 2 回実施している。

連携・協働は、愛知県が各保健所で実施しているひきこもり支援ネットワーク会議を平成 19 年度から開催している。また保健所管内市別に応じた支援をおこなっており、東海市、東海市社会福祉協議会には委員として参加、知多市社会福祉協議会のひきこもり支援事業には支援関係者会議を主催している。常滑市と大府市においては、出張によるひきこもり相談窓口を開設している。

key word

精神保健福祉問題としての視点とアプローチ、家族相談が中心、相談件数の伸びの鈍さ、管内を対象とした研修会、支援ネットワーク会議の主催、地域ネットワークへの参加

(2) 教育委員会

小学校および中学校は児童生徒を対象としている教育機関である。ひきこもり問題は小学校および中学校では不登校問題として現われる。平成 18 年度の不登校児童生徒（不登校で 30 日以上欠席者）は小学校で 18 名（150 日以上欠席した児童は 1 名）、中学校で 115 名（150 日以上欠席した生徒は 23 名。）であった。

相談支援は、教師、スクールカウンセラー、青少年センター職員が個別に本人と親の相談に応じている。また児童生徒の同意を得られた場合はメンタルフレンドを派遣する事業を行なっている。青少年センターは 29 歳までの相談に応じている。学齢年齢を超過しても相談に応じられる特徴を持っている。

居場所としては、不登校児童生徒を対象とした「ほっと東海」という適応指導教室がある。担任教師が生徒が下校した放課後、主に夕方から夜の時間帯にかけて、登校を希望する児童生徒の受け入れを学校で教師がボランティアとして個別対応していることが多くある。そうした活動も居場所の提供と言える。

進路・就労支援は、学校卒業後の進路指導として行なわれているものである。ひきこもり傾向にある不登校生徒に対しては、教師が家庭訪問をした上で本人の希望と意向を把握した上で、個別に進路指導と支援を行っている。また、進路ガイダンスを開催している。

啓発は、教師が生徒へ個別に情報提供を行っている

連携・協働は、ひとりひとりの児童生徒に対して児童相談所、家庭相談員、医療機関と

連携をとっている。また不登校対策協議会を開催したり，2週間に1回のスクールカウンセラー会議で情報の共有をはかっている。本委員会にも参加している。その他として，不登校児童生徒を対象としたキャンプを毎年実施している。

key word

教育問題・学校問題としての不登校問題，教師による個別対応（相談・家庭訪問），適応指導教室，学齢年齢の壁，不登校児童生徒の増加，教師の個人的負担，29歳まで対応可能な青少年センター，地域ネットワークへの参加

（3）子育て支援課・保健福祉課

市役所の福祉セクションの一つである。ひきこもり支援を行うことを制度的に求められている機関ではない。市民の健康づくりや高齢者を中心としたいきがづくりを担う行政セクションである。

相談支援は，スクールカウンセラーからの情報提供を得て発達障害の相談を行うこともある。発達障害という切り口でひきこもりにアプローチすることになる。健診あるいは家庭訪問のなかで把握した場合は，親を対象とした子育て支援を行なっている。乳幼児や学童期が中心となり，青年期のひきこもりへの対応ではない。

居場所と進路・就労支援は実施する役割を付与されていないことと，実際にそうしたニーズを把握していない。

啓発は，学校と協力して児童生徒が自己肯定感を育む授業を実施するなどの事業を行なっている。こうした事業は，ひきこもりの予防的事業としての意味を持つ。

連携・協働は，個別に関係機関と問題解決のための連携をとっている。不登校対策会議や本委員会へ参加している。

key word

子育て不安問題，親の不安から始まる，発達障害相談，健診と家庭訪問，乳幼児期・学童期が中心，予防的事業，学校との協働，地域ネットワークへの参加

（4）社会福祉課

市役所の社会福祉セクションの一つである。ひきこもり支援を行うことを制度的に求められている機関ではない。なお三障害（身体・知的・精神）の自立支援を統括する行政セクションである。具体的な障害福祉サービスは障がい者総合支援センターへ業務委託している。

相談支援は，直接的な相談はしていない。第一発見をした場合は障がい者総合支援センターへ紹介している。障害者自立支援法の施行により障害に関する相談は相談支援事業として委託している。居場所，進路・就労支援，啓発は，制度的に実施する役割を付与され

ていないために実施していない。

連携・協働は、個別に関係機関と協議している。本委員会の主管課。

key word

障害者問題，相談支援事業の障がい者総合支援センターへの委託，本委員会の主催

(5) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は社会福祉法により設置されている地域福祉を推進する中核的機関である。潜在的福祉ニーズの発見や地域組織化など，社会福祉協議会に固有の業務を担っている機関である。

相談支援は，NPO法人オレンジの会（名古屋市）の協力を得て月1回の社会福祉協議会独自で相談日を設けて実施している。相談の窓口は開いているものの，相談の解決を考えたときは，社会福祉協議会だけでは担えきれない限界がある。長期間をフォローできる中核的なセクションとしては将来的に機能することは難しい。家族相談を継続して実施している。家族相談を継続するなかで，本人へ手紙を送付するなどの支援へ展開することもある。居場所を利用している本人たちの親やひきこもり相談に来所した親たちを対象に平成19年度から家族教室（年6回）を開催している。また，居場所を利用している親との情報交換の場も実施している。

表 平成18・19年度の相談結果

来所者内訳（延べ）

来所者内訳	実人数	再来数	計
当事者のみ	6	3	9
当事者+家族	0	3	3
家族のみ	28	22	50
同居以外の親族	3	1	4
計	37	29	66

主な内容（延べ）

相談内容	生活	就労	学校	暴力	医療	その他	計
件数（件）	35	18	6	0	3	4	66

一人当たり来所相談回数

回数	1回	2回	3回	4回	11回	計
人数（人）	22	10	3	1	1	37

居場所は、平成 19 年度から毎週 1 回水曜日の午後にしあわせ村で本人グループを実施している。毎回 3 名ほどの参加であるが、東海市における唯一の居場所として機能している。同じく平成 19 年度から、ひきこもり親子の日帰り交流会のバスハイクを実施している。

進路・就労支援は、本人の要求や条件にマッチする就労先が見つからない現状がある。本人のニーズと就労の現状とのギャップを埋めることが難しい。

啓発は、年に 1~2 回のひきこもりセミナーやシンポジウムを開催して、ひきこもりに関する情報提供と啓発を継続して取り組んできている。セミナーなどの報告は社会福祉協議会の広報紙に記事として掲載して広く周知している。

連携・協働は、市外 N P O 法人と相談事業の協力を中心にして連携・協働に取り組んでいる。本委員会の事務局機能を担っている。

key word

本人相談、家族相談、NPO 法人と協働による相談、東海市に唯一の居場所、定期的・継続的な啓発と情報発信、ひきこもり支援の総合的展開、全国でも先進的な支援の実施、地域ネットワークの中核的存在

(6) 民生委員・児童委員

地域における福祉活動の中心的な機能を担っている。福祉 6 法に関わる諸問題に対して地域福祉活動を展開している。最近では、一人暮らし高齢者や子育て不安の母親、虐待問題などに関する活動に対して期待されている。ただし、福祉制度の対象と位置づけられていない市民に対する働きかけなどは、個人的には支援活動を展開できるが、専門機関や専門家へ紹介できない問題には対応しにくい傾向がある。

相談支援、居場所、進路・就労支援、啓発は、現状ではひきこもり問題という認識と位置づけでの具体的な支援活動は行なわれていない。不登校の情報把握は情報交換を学校との懇談会を開催している。また、地域・学校連携モデル事業を実施している。

key word

ひきこもり問題へのアプローチの根拠がない、関係機関との連携・協働を前提とした支援活動、地域に密着した存在、地域住民との親和性

(7) 障がい者総合支援センター

障害者自立支援法の施行に伴い生まれた東海市を含む地域における障害者の相談窓口となるセンター。三障害（身体・知的・精神）の相談を基本的に受け持つ。当地域の自治体から相談支援事業の委託を受けている。ひきこもり支援を担う役割を正式に求められているわけではない。

相談支援では、ひきもっている本人と直接に会うことはほとんどなく、本人支援の実際

例が少ない状況であるが、明らかに精神疾患があると思われ、結果としてひきこもっているという相談は少なくない。家族を支えるために定期面接を実施することと、必要な医療につなげるための「根回し」をていねいに実施している。

居場所は、主に統合失調症の利用者を想定した場所となっており、相談支援事業の委託元である各自治体が社会的ひきこもりの人たちに門戸を開放することで合意できるかどうかという課題がある。精神の病気があり、治療を受けている人たちへの門戸は開放されているが、単に居場所機能だけではなく、そこに「聞く人」がきちんと存在することが望まれているのだと認識している。

進路・就労支援は、就労支援につながるステップが必要だと認識しているが、現時点では障がい者を対象にした支援で手一杯である。

啓発は単独では実施していない。

連携・協働は、疾病・障害の可能性のある人を世帯で抱えている人たちを知る支援者など、多方面からの連携・協働の提案が多く寄せられている。しかし、いずれもアセスメントをし直さなければならないことが多いのが実情である。本委員会への参加。

key word

ひきこもり支援の実例がない、ひきこもり支援は委託されていない、精神障害者支援の総合的な展開、複数市町との調整の必要性、人的ゆとりのなさ、業務量の多さ、地域からの期待の大きさ

(8) NPO法人

東海市にはひきこもり支援を行うNPO法人はない。ひきこもり支援が進展している地域や自治体は、必ずと言っていいほどにNPO法人の支援活動と行政との協働が行われている。

key word

NPO法人の不存在

3. ひきこもり支援の充実へ向けた課題

「2. ひきこもり支援の現状」を踏まえて東海市におけるひきこもり支援の課題を、①相談支援の課題、②居場所づくりの課題、③進路・就労支援の課題、④地域へ向けた取り組みの課題、⑤連携・協働に向けた課題の5点について整理してみる。なお、最初に包括的・総論的な課題の提起を行う。

ひきこもり支援を行っていないことは、その機関・施設の怠慢や不作為を自動的に意味することにはならない。ひきこもり支援を業務として位置づけられている機関・施設とそうでない機関・施設によって、支援の有無や展開に差異が生じてくるからである。

東海市の場合はひきこもり支援を業務として位置づけられているのは、ただ一つ保健所のみである。しかし、その保健所は県行政機関であり4市の広域を担当しており、東海市に特化してサービス内容を質的および量的に拡充することは難しい。

なお、ひきこもりを含む不登校問題に対応する教育委員会と小学校・中学校は、あくまでも不登校問題への対応の範疇のなかで、その支援方法を援用しながらひきこもり問題へ対応している現状である。また中学校卒業後は関係性を維持することが困難であることから、継続した対応や支援が難しい。

他の機関・施設は、ひきこもり支援を行う制度的根拠や基盤や保障がないことから支援が展開できていない現実がある。

制度的根拠を持たないなかでひきこもり支援を行なえるのは社会福祉協議会のみである。しかし社会福祉協議会は、サービス提供機関ではなく地域組織化などの業務を中心とした社会福祉法人である。現在はひきこもり支援を行なっているが、将来的には現在の支援活動のすべてを継続することは、社会福祉協議会の本来の機能からは制約があるのは当然である。

制度的根拠を持たずにミッション（使命、大切にしたいこと、目標等）を持って市民活動として支援活動を担うNPO法人が存在しないことは、東海市におけるひきこもり支援の今後の展開や拡充を考えると、たいへん大きな課題となっている。しかし、NPO法人は自主的・内発的な市民活動団体である特徴を持つため、行政が直接的に指導や誘導してNPO法人を創設することは馴染まない。

ひきこもり問題は今までの保健・医療・福祉・教育などの制度や具体的支援の対象として位置づけられていないことから、それらの制度や具体的支援から「漏れてしまう必然性」を持っている。「漏れてしまう必然性」をどのように打開して東海市におけるひきこもり支援を拡充していくための難問が山積している。次に5点について課題を具体的に見ていく。

（1）相談支援の課題

ひきこもり支援は相談支援から始まる。東海市における相談支援が可能な機関・施設は現状では保健所と社会福祉協議会および学齢期に限定した学校・教育委員会に限られている。保健所は精神保健福祉問題としてのアプローチ、学校・教育委員会は教育的アプローチ、社会福祉協議会はひきこもり問題への直接的アプローチという特徴を持っている。ひきこもり問題をそのまま直接に受けとめられるのは社会福祉協議会だけである。

現状の相談支援を行なっている機関・施設の情報を今後も継続的に広範に提供していくことが必要となる。また情報提供の技術的な工夫としては、本人と家族の情報アクセスをいっそう容易にすることが求められる。具体的には、コンビニや郵便局やATM機などに携帯しやすいパンフレットやカードを留め置くなども有効であろう。また、不登校の親の会および学校教師に対しても相談支援の情報提供を行ない、ひきこもり問題を潜在化させないことは取り組めることである。また、相談支援の窓口として機能しない機関・施設の職員に対しても相談支援の情報提供を繰り返し行う。

（２）居場所づくりの課題

ひきこもり本人および家族の居場所は社会福祉協議会が唯一提供できている。当面は社会福祉協議会の居場所の継続・拡充を図るという課題がある。しかし居場所は、本人と家族の相談支援の件数が増加することで、相談に並行してあるいは相談のあとの段階としていっそう有効に機能することになる。相談支援の継続と拡充が居場所づくりの前提条件としてある。なお、現在の居場所は常設型ではない。今後は常設型の固定した専用の居場所づくりの課題がある。しかし、そうした居場所は、将来的にはNPO法人が運営し、行政が運営支援と人的支援のための財政的なバックアップすることが条件となって取り組まれることが好ましい。

（３）進路・就労支援の課題

現状では、本人と定期的に出会えている機関・施設は社会福祉協議会だけである。具体的な進路・就労支援の要求や依頼は現状では多くはない。しかし、今後は地元商店街や農業協同組合などの地元自営業者および市内の企業などへ働きかけをしながら、トライアル就労、期間雇用、一日就労、フレックスタイム・パートタイムなどの緩やかでチャレンジしやすい新たな就労形態を協働して開発することも課題となる。また、通院患者リハビリテーション事業などの就労前段階の訓練的・体験的事業が利用できる情報を提供することも大切となる。さらにハローワークとの連携をとりながら、ひきこもり本人の特徴と本人の要望を踏まえた職場開拓と職業紹介の充実化を働きかけることも取り組み可能なことである。こうしたさまざまな課題への取り組みは、結果として身体障害者・知的障害者・精神障害者をはじめとした働くことにハンディキャップを持つ若者たちに対しても有効に機能することになる。

（４）地域へ向けた取り組みの課題

ひきこもり問題は潜在化する傾向があるため、地域では十分に認識されない可能性が高い。ひきこもり問題の情報を継続的に定期的な啓発活動を行っていく課題がある。また啓発という理解者を増やすための情報提供を通しながら、支援者や協力者になる市民の発掘と組織化への取り組みも大切になる。そのことは、ひきこもり問題の正しい理解が市民のネットワークを通して地域に広がることにもなるだろう。その際には、民生委員・児童委員の果たす役割が大きい。

また、本人への初期対応や予防的な意味合いを持つ対策として、学校教育のなかでひきこもりについての理解を促進して偏見を少なくし、早めに相談の場へ自ら登場できるようにする取り組みもひきこもりを長期化・潜在化しないために有効になる。親を対象とする予防的な視点から、子育て支援や思春期支援の取り組みのなかで、子育ての親全体へ情報を提供することで理解を促進することも取り組めることである。

（５）連携・協働へ向けた課題

連携・協働の前提として、ひきこもり問題に関する情報を関係者や行政内部や地域で共有化する課題がある。

個別的な課題を解決するための関係機関の連携・協働が必要であるが、その際は一方通

行の紹介や依頼という連携ではなく、相互交通の分かち合う連携・協働として展開していく課題がある。連携・協働は、そもそも既存の枠を頑なに守ることでは成立しない。個人的にも、組織的にも、相互に一步前進することや一步はみ出すことで成立するものである。そのためには、対面関係で率直に情報交換を行なえる関係性を生み出す課題がある。

ひきこもり問題の特徴として、精神疾患によるひきこもりや発達障害によるひきこもりが混在して支援者の前に現われることが多い。そのために精神医療との連携・協働は欠かすことができない。ひきこもり経験者のなかに不登校体験者が多いことから、学校との連携・協働も大切となる。

機関・施設間の連携・協働の内実を伴わせるためには、定期的で継続した連絡会や会議の開催が必要不可欠である。組織を代表していることを強く意識すると自由性に富んだ意見交換ができないことがある。率直に意見交換ができ、協働した作業を行うなどに配慮した運営が課題となる。

4. 今後の取り組みの方向性（提言）

東海市における現在のひきこもり支援は、愛知県内および全国的に見ても先進的なものであり注目を浴びている取り組みになりつつある。ひきこもり支援を拡充していくことは、東海市の青少年へ向けたまなざしの柔らかさとして、多くの市民に受け取られることになるだろう。いまだに保健・医療・福祉・教育に位置づけられていないひきこもり支援の取り組みは、市民生活に安心感を提供するとともに、市政・行政・関係機関への信頼の醸成を育むことにもなる。ひきこもり問題に直面して苦悩する本人および家族への支援は、同時に多くの市民に対しても地域で生活する上での豊かな安心感につながり、東海市が市民から尊敬の念を持って見られることにもなるだろう。

ひきこもり支援を拡充するために、次のような具体的な取り組みを行うことを提言する。

- (1) 東海市はひきこもり支援を青少年対策として位置づける（政策的判断および法的根拠）。

ひきこもり支援の活動が十分に展開できない理由としては、ひきこもり支援を業務として位置づける制度的・法的根拠がないことに求められる。

まずは政策的判断を根拠として、財政的措置と人的措置を伴うひきこもり支援を業務として位置づける（市長・議会の判断による行政施策化）。さらに中長期的には、少子高齢化対策や活力ある東海市のまちづくりといったマスタープランの目標を実現することに寄与する効果も期待できる「子ども・若者権利条例（仮称）」を制定する。条例化することで、政策的判断の変更などによる業務の位置づけの不安定性を克服することができ、安定的に継続して取り組める業務として位置づけることができる。

(2) 現状のひきこもり支援を拡充する。

①社会福祉協議会が実施しているひきこもり支援の総合的展開（相談支援，居場所，啓発）を継続するとともに，さらに拡充するための財政的・人的な支援を行う。

※役割を担う機関 市役所，社会福祉協議会

②教育委員会・学校の不登校問題対策にひきこもり問題と支援の視点を位置づけて取り組む。

※役割を担う機関 教育委員会・学校

③ひきこもり問題の正しい理解を市民に広げるために，講演会・セミナー・シンポジウム・広報などを通じた啓発活動を継続して行う。

※役割を担う機関 市役所・教育委員会・学校・社会福祉協議会・保健所

④ひきこもり問題の正しい理解，ひきこもり支援の必要な情報の把握，相談や紹介のスキルアップなど，いっそう拡充するために必要な研修を継続的・体系的に行う。

※役割を担う機関 市役所・教育委員会・社会福祉協議会・保健所

⑤ひきこもり支援を推進するために，関係機関・施設および関係者の連携・協働の場としての会議と委員会を定期的・継続的に開催する。

※役割を担う機関 市役所・社会福祉協議会・関係機関・関係者

⑥ひきこもり支援に必要となる方法・技術の開発，およびひきこもり問題の実態把握の取り組みを行う。

※役割を担う機関 市役所・教育委員会・社会福祉協議会・保健所

(3) 常設型の居場所づくりを模索する。

現状の社会福祉協議会の週1回の居場所活動を継続しながらも，今後に向けて独立した固有の居場所づくりの実現へ向けた方策を模索する。たとえば，ひきこもり本人や家族だけに限定されない広く市民の活用も可能であるプレイパークと居場所が併設された施設の設置などが検討されるべきである（具体的な例としては，川崎市こども夢パークにおけるプレイパークと公設民営のフリースペースの併設が参考になる）。あるいは，商店街の空き店舗を活用した居場所づくりは，シャッター通りの克服という商店街活性化の意味を併せ持ち，なおかつ進路・就労支援および市民の理解の促進にもつながる。商店街や商工会議所の協力を得ながら，産業振興の視点からの居場所づくりも検討する。

不登校問題との関係での居場所づくりは，適応指導学級に参加しづらい児童生徒を対象に，青少年センターがいっそう緩やかで柔らかな居場所としての機能を持つための具体的な方策を検討する。

※役割を担う機関 市役所・社会福祉協議会

(4) NPO法人の誘致あるいは創設に取り組む。

ひきこもり支援は行政や関係機関・施設だけで取り組むことは困難である。ひきこもり支援の先進地域は必ずNPO法人の先駆的な活動と行政および関係機関の連携・協働がパートナーシップにもとづいて取り組まれている。ひきこもり支援の中核的役割を将来的に担うNPO法人の東海市への誘致，あるいは行政と市民の協力によって既存の市民団体や市民グループをNPO法人として発展的に創設できるように取り組む。なお，NPO法人による安定したひきこもり支援が運営されるためには，指定管理者制度からの除外や財政的・人的支援の継続性が必要条件になることに留意すべきである。

※役割を担う機関・主体 市役所・社会福祉協議会・関係機関・関係団体・市民

おわりに

ひきこもり支援の課題は広範にわたっている。一朝一夕に進展するものではないだろう。行政内部，関係機関，行政と市民などにおける対立や緊張はひきこもり支援の拡充のために生じる「微熱」であれば歓迎できることである。しかし，ひきこもり支援の停滞や後退を生み出すものになるのであれば，それは市民の信頼と負託に答えられないものになるだろう。ひきこもり問題に悩む本人と家族への支援を拡充しながら，広範な青少年問題の支援が充実化することを期待したい。東海市から全国へ向けて，モデルとなるようなひきこもり支援と全国に先駆けた青年福祉（新しい概念と支援）の実践と発信ができることを祈念して，委員と事務局の総意である本報告をまとめ，東海市ひきこもり支援検討委員会の活動を閉じることにしたい。